

青森県報

号外第九号

平成十九年
三月九日
(金曜日)

目 次

条 例

青森県障害者自立支援対策臨時特別基金条例……………	(障害福祉課) …… 二
青森県発電用施設等所在市町村等振興基金条例の一部を改 正する条例……………	(エネルギー 総合対策局) …… 三

青森県障害者自立支援対策臨時特例基金条例をここに公布する。

平成十九年三月九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第一号

青森県障害者自立支援対策臨時特例基金条例

(設置)

第一条 県が国から交付を受ける障害者自立支援対策臨時特例交付金により、障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）に基づき障害者等に対する適切な便宜の供与を障害福祉サービス事業を行う者が速やかに行うことができるよう経過的な支援を行う事業その他の同法に基づき制度の円滑な運用を図るための事業（以下「障害者自立支援特別対策事業」という。）に要する経費及び障害者自立支援特別対策事業を行う市町村に対する補助に要する経費の財源に充てるため、青森県障害者自立支援対策臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第二条 基金として積み立てる額は、県が交付を受ける障害者自立支援対策臨時特例交付金のうち、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

(基金の処分)

第五条 基金は、障害者自立支援特別対策事業に要する経費及び障害者自立支援特別対策事業を行う市町村に対する補助に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、平成二十一年三月三十一日限り、その効力を失う。

青森県発電用施設等所在市町村等振興基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月九日

青森県条例第二号

青森県発電用施設等所在市町村等振興基金条例の一部を改正する条例

青森県発電用施設等所在市町村等振興基金条例（平成十年三月青森県条例第一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

青森県発電用施設所在市町村等振興基金条例

第一条中「電源立地地域対策交付金交付規則（平成十六年二月六日文部科学省 告示第二号。以下「交付規則」という。）第二条第一号を「発電用

施設周辺地域整備法（昭和四十九年法律第七十八号）第二条」に、「発電用施設等が」を「発電用施設が」に、「青森県発電用施設等所在市町村等振

興基金」を「青森県発電用施設所在市町村等振興基金」に改める。

第二条中「交付規則」を「電源立地地域対策交付金交付規則（平成十六年二月六日文部科学省 告示第二号）」に改め、「交付金」の下に「及び原子

力発電施設等立地地域特別交付金交付規則（平成十二年三月三十日通商産業省告示第百六十四号）第一条に規定する交付金」を加える。

第五条中「基金は、」の下に「電源立地地域対策交付金交付規則第三条又は原子力発電施設等立地地域特別交付金交付規則第三条第一項の規定の適

用を受ける」を加え、同条第一号中「交付規則第三条第六号に規定する」を削り、同条第二号中「交付規則第三条第七号に規定する」を削り、同条第

三号中「交付規則第三条第八号に規定する」を削り、同条第四号中「交付規則第三条第九号に規定する」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭